消費生活センターからのお知らせ

「災害時のデマやフェイクニュースに注意しましょう」

2024年1月の能登半島地震では、閲覧数を稼いで収益を得るために「嘘の救助要請」や「寄付を募るための偽の支援依頼」など、虚偽のSNS投稿が見受けられました。AIにより加工された画像・動画が投稿されることもあり、正しい情報かどうか見極めることが難しくなってきています。また、虚偽の情報がSNSに投稿・拡散されることで、人命救助や復旧活動に支障が生じ、さらに状況が混乱することにもなりかねません。

＜投稿された情報は本当？ 見極めるポイント＞

・発信元を確かめる

→必ず他の情報（国や地方公共団体、専門機関、ファクトチェック団※体など）を確認しましょう。

情報の拡散は慎重に

→真偽がはっきりとしない情報は安易に拡散したりせず、まず冷静になって、他の人やメディアがどのように言っているか、ネット以外の複数の情報も含めて調べてみましょう。

※インターネット上の情報の真偽を検証し、社会に公表する役割を担う組織

はい！ 消費生活相談です

地震や台風など災害が発生した後、不安や混乱に便乗した悪質商法に注意が必要！

【主な相談事例】

Q1 台風の数日後、突然訪問してきた修理業者から、「屋根の瓦が浮いている」と言われた。屋根に登り撮影した写真を見せられ、「このままでは危険」と強引に勧められて、修理工事の契約をした。後日専門家に見てもらったら、修理の必要はないと言われた。

Q2 災害で自宅家屋に被害があったが、訪問してきた業者が「保険金を使えばタダで住宅の修理ができますよ」と言って、住宅修理を強く勧めてきた。どうしたらいいだろう。

Q3 公的機関の者と名乗り、突然訪問してきて、災害地域や被災者に対する義援金の協力を求めてきた。

めぐニャンからのアドバイス

A1 不安を煽るような勧誘を受けた場合に、その場で判断しないことが大事です。複数の業者から話しを聞き、本当に必要な工事か十分に検討しましょう。

契約してしまった後でもクーリング・オフができる場合があります。あきらめずにまずは相談してください。

A2 「保険が使える」、「保険金申請のサポートをする」といった勧誘には注意が必要です。サポートの手数料名目で多額の金額を取られることもあります。

必ず加入している保険会社に相談しましょう。

A3 公的機関が訪問、電話やメールなどで義援金を求めることはありません。

シグナル129号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行

目黒区消費生活センター
（目黒区産業経済部産業経済・消費生活課）

〒153-0063　目黒区目黒2-4-36
目黒区民センター内
TEL：03-3711-1133　FAX：03-3711-5297

目黒区 消費生活 検索

X(旧Twitter)、LINEを配信しています
契約トラブルや悪質商法の事例、子どもを事故から守るための情報などを配信しています。
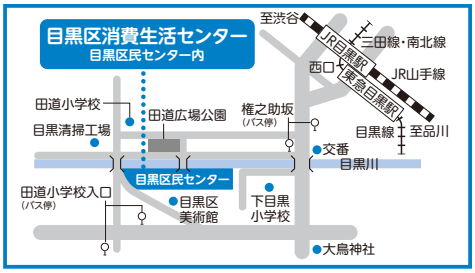
ご登録はこちらから→